

衛星設備更新委託業務

番号	区分	質問	回答
1	仕様書	<p>・仕様書第10条の「保証期間」について</p> <p>本条項に「瑕疵担保期間は本業務終了後2年間」とありますが、前橋市の「業務委託契約約款」においては、（契約不適合責任）15条5項における「第1項から前項までに規定する追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下「請求等」という。）は、目的物の引渡しを受けた日から1年が経過する日までに行わなければならない。」とあります。仕様書の「瑕疵担保期間」をすなわち「契約不適合期間」と捉えると、両方の期間についての記述内容に相違があると認められますが、本業務においては契約約款の15条5項に対し、仕様書第10条の内容を優先するという事で、よろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書第10条の「瑕疵担保期間（2年間）」は、契約不適合責任の期間を定めたものではなく、納入機器等の保証（無償復旧）期間を定めたものです。</p> <p>契約不適合責任の取扱いは契約約款に基づきます。</p>
2	仕様書	<p>アンテナの構造計算書は新設するアンテナ単体のみを対象とする理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>認識のとおりです。</p>
3	仕様書	<p>既設設備撤去後の産廃費用は本事業内に含まれるでしょうか。</p>	<p>認識のとおりです。</p>